

平成27年10月採用予定

蒲郡市非常勤職員採用候補者試験要綱

- 一般非常勤認定調査員

この試験についてのお問い合わせは…

蒲郡市役所 企画部 人事課  
( 新館 5 階 )  
〒443-8601  
蒲郡市旭町17番1号  
電話 (0533) 66-1163

合格を目的とした口添えや依頼があったときは、  
合格を取り消すことがあります。

申込書の記載事項に虚偽があると、  
職員として採用される資格を失う場合があります。

平成27年10月1日採用予定の蒲郡市非常勤職員採用候補者試験を次のとおり実施します。

## 1 非常勤職員とは

1年以内の期間を定めて任用される嘱託職員で、週あたりの勤務時間は概ね33時間45分以内となります。また、任用期間については、採用年度末までを1年とし、最長5年まで更新する場合があります。

詳細については、「6 勤務条件等」を参照してください。

## 2 採用する職種、予定人員及び受験資格・採用条件等

職 種	人 員	受 験 資 格
一般非常勤認定調査員 (介護認定調査等業務)	1人	平成12年4月1日以前に生まれた人

(注) (1) 次に該当する人は受験できません。

- ① 成年被後見人、被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ② 禁こ以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 日本の国籍を有しない人も受験できます。

## 3 試験の日時及び場所

試 験	日 時	場 所	結 果 発 表
筆記・口頭 試験	平成27年9月12日（土） 午前8時40分集合	蒲郡市役所	決定次第本人に通知します。

(注) (1) 合格を目的とした口添えや依頼があった場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 申請書の記載事項に虚偽があると、職員として採用される資格を失う場合があります。

## 4 試験内容

- 試験内容
- ア 適性検査
  - イ 面接試験
  - ウ 書類審査（自己PR書等）

## 5 受験手続

申込書の請求先 及び受験申込先	蒲郡市役所 企画部 人事課 (新館5階) 〒443-8601 蒲郡市旭町17番1号 電 話 0533-66-1163 (人事課直通) 0533-66-1111 (代表) 内線 1553 URL <a href="http://www.city.gamagori.lg.jp/">http://www.city.gamagori.lg.jp/</a>
受付期間	<b>平成27年8月31日(月)から9月10日(木)までの</b> 午前8時30分から午後5時まで (土曜日、日曜日は除く。) (郵送不可。本人又は家族の方が持参してください。)
提出書類	①蒲郡市非常勤職員採用候補者試験申込書 (用紙は人事課又はホームページ) ②蒲郡市非常勤職員採用候補者試験受験票 (用紙は人事課又はホームページ) ③自己PR書 (※下記(4)参照)

- (1) 申込書及び受験票に必要な事項を記入(手書き)のうえ写真を貼付し、人事課に提出してください。提出書類に不備のある場合は受け付けることができません。
- (2) 募集要綱、申込書等については、蒲郡市役所のホームページからダウンロードし、使用することができます。
- (3) 遠隔地に住んでいる方で、申込書の用紙を郵送で請求するときは、返信用切手を貼付し、あて先等を明記した返信用封筒(長形3号: 120mm×235mm)を必ず同封してください。ただし、受験申込については郵送ではできませんのでご注意ください。
- (4) 自己PR書は、各自でA4サイズ用の紙1枚を用意し、その片面を利用して作成してください。自己PR書には氏名明記のうえ、自分の知識や経験などをPRし、それをどのように行政に活かしたいかを記入してください。書式は問わず、表現方法は自由です。
- (5) 提出された申込書は一切お返ししません。

## 6 勤務条件等 (勤務時間及び休日は勤務場所により異なる場合があります。)

- (1) 勤務形態 週5日、1日6時間45分勤務を原則とします。
- (2) 勤務時間 午前8時30分～午後5時15分の間で別に定めます。
- (3) 休日 土曜日、日曜日、国民の祝日、年末年始(12月29日～1月3日)
- (4) 休暇 年次有給休暇、特別休暇など
- (5) 報酬 (平成27年8月25日時点)

職 種	月 額
一般非常勤認定調査員	181,700円

- (6) 通勤費 職員に準じ、通勤距離に応じて支給されます。
- (7) 手当等 いわゆるボーナス、期末手当等は支給されません。
- (8) その他 社会保険及び雇用保険に加入します。